

輸出入・港湾関連手続の シングルウィンドウ化について

関税局税関調査室

1. はじめに

我が国の国際競争力の維持・向上の観点から、国際物流の効率化等を図るため、「新総合物流施策大綱」（平成13年7月）や「e-Japan 重点計画2002」（平成14年6月）等において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化の早期実現は重要な施策として位置付けられてきた。

財務省関税局では、平成13年9月より国土交通省、法務省、農林水産省、厚生労働省などの外国貿易船の入出港から貨物の輸出入及び人の出入国に係る一連の行政手続を所管する各省庁などと連携、協力しつつ、検討を進め、一回の入力・送信で複数の行政機関に対する必要な輸出入・港湾関連手続を行うことを可能としたシングルウィンドウ化を昨年7月23日に実現したところである。

シングルウィンドウについては、平成14年12月号で、その取組みの背景・経緯及び実現しようとする内容について紹介したが、本稿では、実現後の状況、メリット等を紹介する。

2. シングルウィンドウ化とは

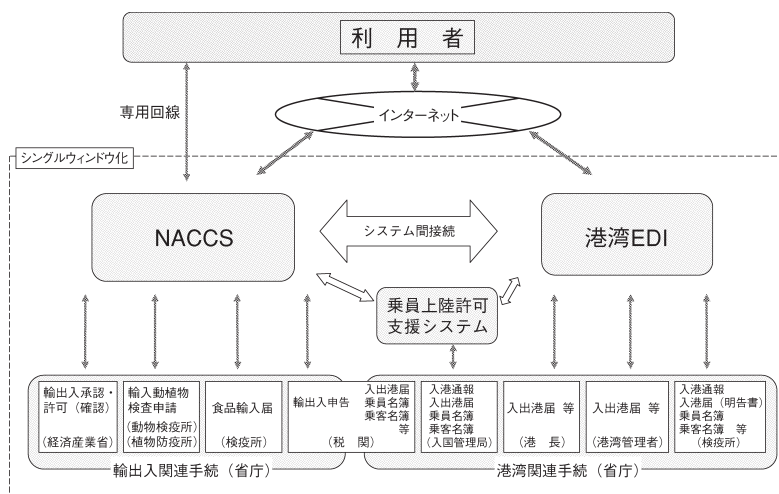
シングルウィンドウ化とは、通関情報処理システム（NACCS）と関係各省庁の輸出入・港湾関連手続システムとの連携を更に高度化し、利用者の利便性を一層高めるため、利用者が一回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続を行えるようにするものである。

これまで、NACCS と他省庁が所管する輸出入・港湾関連手続処理システムの連携・接続（ワンストップサービス）に向けた取組みが進められていたが、この段階

では複数の手続を一台の端末で行えたものの、送信は手続毎にそれぞれの画面を呼び出して、その都度行わなければならないという不便さが残っていた。

そこで、今般 NACCS、港湾 EDI システム及び乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続、連携を行うことにより、各手続に共通する情報の重複入力を軽減し、複数の行政

（図表1）輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化（骨 格）



機関への申請を一つの窓口（システム上の一つの画面）から一度のデータ送信で、一括して行えるようにしたものである。（図表 1 参照）

3. 港湾関連シングルウィンドウ業務

(1) 概要

外国貿易船の入港届等の港湾関連手続について、シングルウィンドウ化以前は、電子申請が可能な税関に対しては NACCS、港長・港湾管理者に対しては港湾 EDI システムを利用して手続を行い、検疫所及び入国管理局に対しては、書面による提出を行っており、システム処理とマニュアル処理が混在した状態であった。

これらの手続をシングルウィンドウ化の取組みに際して、検疫所が港湾 EDI システムの利用者となり、入国管理局が乗員上陸許可支援システムを新たに導入することにより、港湾関連手続に関する全省庁の手続において電子申請を可能とするとともに、各システム

を相互に接続・連携することにより、例えば、入港届については、利用者が一つの画面上で一回の入力・送信を行うだけで、入港届を必要とする複数の関連省庁宛に一括送信できるようになった。（図表 2 参照）

また、利用者にとって使いやすいシステムを構築するとの観点から、シングルウィンドウ化の実現に併せて、港湾 EDI システムの対象業務であって、税関に対する業務（手続）ではない係留施設使用届、係留施設使用許可申請等について、NACCS から行えるようになっただけでなく、港湾 EDI システムからも、船会社・船舶代理店等の申請者が利用する可能性の高い NACCS 業務（税関手続業務）のうち、口座振替方式によるとん税等納付申告について、本年 3 月から港湾 EDI システムから行えるようになった。

さらに、積荷目録提出、積荷コンテナリスト提出等の NACCS 業務（税関手続業務）についても港湾 EDI システムから行えるよ

(図表 2) ワンストップサービス(シングルウィンドウ化)により 行うことが可能な港湾関連手続					
提出先	税関	港長等	港湾管理者	検疫所	入国管理局
システム名	Sea-NACCS	港湾EDIシステム			乗員上陸許可支援システム
シングルウィンドウ化対象手続	☐ 入港届（転錨届）※ ☐ 出港届（転錨届） ☐ 乗組員氏名表 ☐ 旅客氏名表	☐ 入港届 ☐ 入出港届 ☐ 出港届	☐ 入港届 ☐ 入出港届 ☐ 出港届	☐ 入港通報 ☐ 入港届（明告書） ☐ 乗組員名簿 ☐ 乗客名簿	☐ 入港通報 ☐ 入港届 ☐ 出港届（別添報告書） ☐ 乗員名簿 ☐ 乗客名簿
ワンストップサービス対象手続	☐ とん税及び特別とん税納付申告 ☐ 積荷目録提出☆ ☐ 積卸コンテナリスト提出☆ ☐ 積荷目録提出前貨物の積卸承認申請☆ ☐ 貨物の積卸についての書類の呈示☆ ☐ 執務時間外貨物の積卸届☆	☐ 係留施設使用届 ☐ 停泊場所指定願 ☐ 夜間入港許可申請 ☐ 移動許可申請 ☐ 移動届 ☐ 危険物荷役許可申請 ☐ 事前通報☆ ☐ 航路通報☆	☐ 係留施設等使用許可申請	☐ 検疫通報	

注◎は、シングルウィンドウ化対象手続（複数の行政機関に共通しており、1 回の入力・送信で一括して行うことが可能となる手続）。
 ◎は、ワンストップサービス対象手続（単一の行政機関のみに対する手続であるが、Sea-NACCS又は港湾EDIのいずれの端末からでも入力を行うことが可能となる手続）。
 ※入港届提出の際、併せて税関への船用品目録の提出が可能。
 ☆港湾EDI端末からのその他のワンストップサービス対象手続及び、事前通報、航路通報については、港湾EDIのプログラム開発スケジュール等に合せて供用開始予定（平成16年度以降早期に）。

う、検討が進められているところである。

(2) NACCSと港湾EDIシステムとの関係

港湾関連シングルウィンドウ業務については、NACCS又は港湾EDIシステムどちらからでも利用できるが、一方のシステムを推奨するというのではなく、どちらかのシステムを利用することにより港湾関連手続全体の電子化が進むことを期待しているところである。

4. 輸出入関連シングルウィンドウ業務

輸出入申告、食品等輸入届出等の輸出入関連手続について、シングルウィンドウ化以前は、NACCSと厚生労働省所管の輸入食品監視支援システム（FAINS）、農林水産省所管の動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）、輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）及び経済産業省所管の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）のインターフェース化によるワンストップサービスとして、NACCS端末から輸入申告と食品等輸入届出等の複数の手続を行うことが可能ではあったものの、パソコン上で展開する画面が各々違っており、また、入力・送信は手続毎に行わなければならないという不便さが残っていた。

これをシングルウィンドウ化により、NACCSのシングルウィンドウ業務として、一つの画面上で一回の入力・送信により複数の省庁に対する必要な手続が同時に行えるようにし、

利用者の利便性向上を図ったところである。

（図表3参照）

また、輸入関連手続の実態として、食品等輸入届出、植物等輸入検査申請及び畜産物輸入検査申請における届出・申請のタイミングが輸入申告と異なる場合があるが、シングルウィンドウ業務を効果的に使用することにより、端末操作の手数が軽減され、事務の省力化を図ることができるものである。

5. まとめ

シングルウィンドウについては、稼動後におけるトラブルは殆どなく、安定稼動しており、利用率も港湾関連シングルウィンドウ業務について見ると、稼動当初の平成15年8月の8.8%から平成16年4月には30.6%と順調に上昇している。

今後の課題としては、本年2月の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、輸出入及び港湾・空港手続関係業務についての業務・システムの最適化計画を2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に策定することが決定されており、シングルウィンドウに関する業務等についても稼動後の状況等を踏まえ、最適化の検討を行うことを予定している。

また、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」について、外務省を中心に関係府省が連携して、締結のための検討が進められており、そこでの成果を、シングルウィンドウ業務に反映させる必要がある。

いずれにしても、今後も関係省庁と協力し、更なる利便性の向上に努めたい。

（図表3）

手続名	提出先	システム名
輸入関連手続	輸入申告	財務省税関 NACCS
	食品等輸入届出	厚生労働省検疫所 FAINS
	畜産物輸入検査申請	農林水産省動物検疫所 ANIPAS
	植物等輸入検査申請	農林水産省植物防疫所 PQ-NETWORK
	輸入承認(確認)	経済産業省 JETRAS
輸出関連手続	輸出申告	財務省税関 NACCS
	輸出許可・承認(確認)	経済産業省 JETRAS